

# ユニット型指定介護老人福祉施設「契約書別紙兼重要事項説明書」

(令和6年4月1日から適用)

- 1 当該施設が提供するサービスについての相談窓口  
 電話 0475-71-2202 (午前9時～午後5時まで) 担当 河野 リカ

## 2 ご利用施設の概要

### (1) 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人清規会
代表者の役職名及び氏名	理事長 李 笑求
所在地	千葉県東金市家之子字長谷2010-3

### (2) 施設の名称・所在地等

施設名	特別養護老人ホーム季美の森 (ユニット型)
所在地	千葉県大網白里市季美の森南1-30-8
事業者番号	1279200388
管理者	施設長 河野 リカ

### (3) 施設の職員体制

管理者	1名 (兼務)	医師	1名 (嘱託)
生活相談員	1名以上	栄養士	1名 (兼務)
看護職員	3名以上	介護職員	17名以上
機能訓練指導員	1名 (兼務)	介護支援専門員	1名 (兼務)

### (4) 施設及び設備等の概要

建物構造	鉄骨造 3階建て 延床面積5680.21㎡		
ユニット型個室	60室 (6ユニット)	浴室	個浴 (6) 特浴 (2)
食堂兼共同生活室 (兼)	6室	医務室 (兼)	1室
機能訓練室 (兼)	6室	静養室 (兼)	1室

## 3 運営理念

福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

## 4 サービス内容

### (1) 介護保険によるサービス

- ① 入浴 ② 介護 ③ 機能訓練 ④ 生活相談 ⑤ 健康管理

### (2) 介護保険外サービス

- ① 預り金管理 (医療費、外出援助時の小遣い等) ② 理美容 ③ 行政手続代行  
 ④ 医療費 (診療材料費、医薬品代等) ⑤ 特別な食事の提供 ⑥ 買い物代行

## 5 利用料金

### (1) 施設利用料 (地域区分が7級地のため、1単位が10.14円となります)

- ① 基本料金 (令和6年4月より)

要介護1	670単位	要介護2	740単位	要介護1・2は要相談
要介護3	815単位	要介護4	886単位	要介護5
				955単位

### ②加算料金

日常生活継続支援加算	46単位	1日につき
看護体制加算 (I) 口	4単位	1日につき
看護体制加算 (II) 口	8単位	1日につき
夜勤職員配置加算 (II) 口	18単位	1日につき
個別機能訓練加算 (I)	12単位	1日につき
個別機能訓練加算 (II)	20単位	1日につき
精神科医師定期的療養指導	5単位	1日につき
外泊時費用	246単位	1月に6日を限度
初期加算	30単位	入所から30日
退所時相談援助加算	400単位	1回
退所前連携加算	500単位	1回
栄養マネジメント強化加算	11単位	1日につき
経口維持加算 (I)	400単位	1月につき
経口維持加算 (II)	100単位	1月につき
口腔衛生管理加算 (I)	90単位	1月につき

口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位	1月につき
療養食加算	6単位	1日に3回を限度
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位	1月につき
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位	1月につき
自立支援促進加算	280単位	1月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位	1月につき
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22単位	1日につき
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位	1日につき
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6単位	1日につき
看取り介護加算（Ⅰ）	72単位	死亡日45日前から31日前
	144単位	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位	死亡日以前2日又は3日
	1280単位	死亡日
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位数×83/1000
※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位数×27/1000
※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位数×23/1000
※介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	所定単位数×16/1000
令和6年6月から上記※が1本化 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位数×140/1000

(2) 自己負担となるもの

- ① 食費 朝食400円 昼食680円 夕食700円  
 居住費 ユニット型個室 2006円 ※令和6年8月から60円増

負担限度額認定	食費	居住費
第1段階	300円/日	820円/日
第2段階	390円/日	820円/日
第3段階①	650円/日	1310円/日
第3段階②	1360円/日	1310円/日
第4段階	1780円/日	2006円/日

② その他

項目	計算基礎	金額	概要(内容)
預かり金手数料	月額	3000円	金銭管理(入出金、支払いの代行)
理美容代	1回	実費	業者が行った場合
医療費		実費	医療保険負担金、医療衛生材料、医薬品
買い物代行	1回	1000円	本人家族に代わり買い物を代行した場合
空きベッド代	1日	2000円	入院、外泊時(7日目以降)
嗜好品	1回	実費	
電気使用量	1日	30円	冷蔵庫、テレビ等1点につき
おやつ代	1回	50円	

(3) 基本料金の減免措置

旧措置者に対する減免

(4) 支払方法

- ①事業者は、当月利用料金の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。  
 ②利用者は当月料金を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。尚、口座引落とし利用の場合は当月料金を翌月20日(引落日が銀行休業日の場合は翌営業日)に引き落とさせていただきます。  
 ③事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

6 入退居の手続き

(1) 入居手続き

- ①要介護3・4・5の認定を受けた方で入居を希望する方はご連絡ください。  
 ②入居が決定した場合、契約を締結しますが、有効期間は要介護認定の期間となります。ただし、入居要件を満たせば、自動的に更新することが出来ます。※詳細は、生活相談員におたずねください。

(2) 退居手続き

ご家族の希望、及び自傷他害行為、禁止行為違反、滞納等が判明した場合、並びに死亡した場合。

(3) 契約の終了

①利用者の解除権

事業者が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務と履行しなかった場合、又は事業者及び事業者の職員が利用者に対し不正行為を行った場合には、利用者は事業者に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合は、利用者の意思表示が事業者に到達した時点で終了と

なります。

## ②事業者の解除権

ア 2ヶ月の利用料を滞納し、督促後14日経過しても支払いがないとき。

イ 利用者又はその関係者において、サービス事業者・従業者との間の信頼関係を著しく破壊するなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、事業者から利用者又はその関係者に対して是正を求めたにもかかわらずその状況の改善が見込めない場合。

## ③契約の自動終了

ア 死亡若しくは要介護認定が非該当となった時点で特定要件に該当しない場合。

イ 入院し、3ヶ月経過後も退院できないと判明した場合。

ウ 他施設への入所が確定した場合。

## 7 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営方針

ご利用者様のニーズと状況を十分把握し、質の高いサービスを提供するとともに、意見を聞き、不安や不満をなくすよう努め、毎日の生活に潤いと安心をもたらすよう心掛けます。

### (2) 施設利用にあたってご留意いただく事項

①面 会 : 来訪者は、入口の面会簿にご記入ください

②外出 外泊 : 事前に連絡し、施設長に外泊・外出届を提出してください。

③政治・宗教・勧誘活動 : 施設内では、活動を禁止しています。

④施設器具の利用 : 施設の設備器具を利用するときは、事前に届け出て頂き損害を与えた場合は弁償していただきます。

## 8 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処遇を講じるほか、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

### 第一連絡先

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

### 第二連絡先

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

## 9 協力医療機関

季美の森リハビリテーション病院	大網白里市季美の森南 1-30-1	0475-71-3366
国保大網病院	大網白里市富田 884-1	0475-72-1121
茂原デンタルクリニック	茂原市法目 1280-1	0475-34-5011

## 10 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 10.1 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 10.2 虐待の防止

原則として、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するため研修を実施します。

(5) サービス提供中に、該当事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 10.3 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ① ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。秘密保持の義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で無くなった後においても、その旨を、誓約書として取り交わします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙・電磁的記録含む）については、注意を払って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者の管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、その結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等必要な場合は利用者負担となります。）

1.4 衛生管理等

- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所等に助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.5 非常災害対策

- ・災害時の対応 安全な場所へ避難誘導いたします。
- ・防災設備 法令に基づき必要な設備を設置しています。
- ・防災訓練 年3回（うち1回は夜間を想定）の消防訓練を行います。
- ・防災責任者 河野 リカ

1.6 その他

- (1) サービスの提供に関する記録を作成し、この契約終了後5年間保管いたします。
- (2) 当事業所は第三者評価を実施していません。

1.7 サービス内容に関する相談・苦情・虐待防止窓口

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情・虐待防止担当  
 解決責任者 施設長 河野 リカ 電話番号 0475-71-2202  
 受付担当者 生活相談員

- (2) その他 当施設以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・千葉県国民健康保険団体連合会 電話番号 043-254-7428
- ・大網白里市高齢者支援課 電話番号 0475-70-0309
- ・東金市高齢者支援課 電話番号 0475-50-1219
- ・山武市高齢者福祉課 電話番号 0475-80-2641
- ・九十九里町健康福祉課 電話番号 0475-70-3184

その他お住まいの市長村長窓口にてお問い合わせください。

利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

< 事業所名 > 社会福祉法人清規会 特別養護老人ホーム季美の森（ユニット型）

< 指定都道府県名 > 千葉県

< 指定事業所番号 > 1279200388

< 住所 > 千葉県大網白里市季美の森南1-30-8

< 代表者名 > 理事長 李 笑求 印

< 説明者 > 所属 特別養護老人ホーム季美の森  
 氏名 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、施設からユニット型指定介護老人福祉施設についての契約書別紙兼重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所  
 氏名 印  
 （代理人兼身元引受人）  
 住所  
 氏名 印

※本書と同時に「契約書」にも署名捺印し、それをもって契約開始となります。